

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：総務・動物指導担当
 内線：3612 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B111	動物の正しい飼い方指導費		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	動物の正しい飼い方指導費	
事業期間	昭和24年度～	根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例			宣言項目		SDGsゴール 15
					分野施策	051247 生物多様性の保全		SDGsターゲット 15-a
1 事業概要			5 事業説明					
狂犬病及び犬の咬傷事故等の発生を捕獲等により未然に防ぎ、飼い主マナーの向上を図ることで不適正な飼養管理に起因する苦情等を減少させ、動物取扱業者の啓発・指導により適正な動物販売や利用を行わせることで人と動物とが共生できる社会づくりを推進する。 (1) 狂犬病予防事業 600千円 (2) 動物の愛護及び管理事業 3,059千円 (3) 犬捕獲車整備事業 935千円 (4) 動物愛護推進員活動事業 480千円 (5) 動物愛護週間記念事業 310千円			(1) 事業内容 ア 狂犬病予防事業(野犬等の捕獲抑留による咬傷事故防止、狂犬病検査、啓発等) 600千円 イ 動物の愛護及び管理事業(動物取扱業登録業務、特定動物許可業務、動物愛護相談員の設置等) 3,059千円 ウ 犬捕獲車整備事業(犬捕獲車の整備等) 935千円 エ 動物愛護推進員活動事業(動物愛護推進員の委嘱、推進員による動物愛護啓発活動の実施等) 480千円 オ 動物愛護週間記念事業(動物愛護週間(9/20～9/26)に合わせた記念事業の実施) 310千円 (2) 事業計画 ア 犬の捕獲体制や狂犬病検査の体制を整えると同時に、狂犬病を主として動物由来感染症について啓発を行う。 イ 県民に動物の適正な飼い方の啓発・指導を行い、動物が適正に扱われるように動物取扱業や特定動物の飼い主の指導を行う。 ウ 動物愛護の気風を醸成するために彩の国動物愛護推進員等民間と協力し、各種啓発事業を行う。 (3) 事業効果 狂犬病に対する体制整備が整う。 県民に動物愛護の気風が育ち、動物の適正に飼育され、また、市場においても動物の適正な流通がなされることで動物福祉も高まり、人と動物が共生する社会づくりを図ることができる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア 動物愛護団体と連携し、収容された犬猫について新たな飼い主への譲渡を行う。 イ 動物愛護ボランティアと連携し、譲渡動物の世話や簡単なしつけ等を行う。 ウ 動物愛護推進員を委嘱し、動物の愛護や適正な飼養管理に関する啓発活動を行う。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 需用費等 (細目) 衛生諸費 (細節) 衛生諸費 (積算内容) 動物愛護推進計画策定経費 動物愛護管理推進費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費：9,500千円×27.2人=258,400千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			使用料・手数料	諸収入				
決定額	5,384	16,390	2,050				△13,056	175
前年額	5,209	15,650	2,650				△13,091	